スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>に係るセルフチェックシート

[団体名：特定非営利活動法人美唄市スポーツ協会]
[記載日：2024 年３月１日　　　　　　　　　]

【対応状況に係る自己評価】

A：対応している　　B：一部対応している　　C：対応できていない

項目	対応状況
原則１　法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。	
(1) 法人格を有する団体は，団体に適用される法令を遵守しているか。	A
（現在の取組状況，今後改善に取り組む事項等） ・特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第７号）などの関係法令を遵守している。	
(2) 事業運営に当たって適用される法令等を遵守しているか。	A
（現在の取組状況，今後改善に取り組む事項等） ・特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第７号）などの関係法令を遵守している。 ・美唄市営温水プール及び美唄市総合体育館の管理運営については、条例・規則等を遵守している。	
(3) 適切な団体運営及び事業運営を確保するための役員等の体制を整備しているか。	A
（現在の取組状況，今後改善に取り組む事項等） ・14 名の理事で理事会を構成している。 ・事業報告及び活動決算は、２名の監事の監査を受けて総会の議決を得ている。 ・当協会事業を推進するため、委員会設置規程（令和３年４月１日施行）に基づき運営委員会及び事業委員会を設け、各理事を配置している。 ・また、両委員会の審議結果については、理事会に報告し了承を得ている。	
原則２　組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。	
(1) 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表しているか。	A
（現在の取組状況，今後改善に取り組む事項等） ・令和１０年度までの５年間を計画の期間とする中期基本計画を策定したので、令和６年４月１日付でホームページに公表する。	

原則３ 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。

項目	評価
(1) 役職員に対し，コンプライアンス教育を実施しているか，又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	B

（現在の取組状況，今後改善に取り組む事項等）

・役員等倫理規程を令和４年４月１日付けで施行した。

・なお、コンプライアンス教育は未実施だが、ハラスメントについては、協会宣言「ハラスメントは許しません!!」を作成し、職員全員に配布した。

項目	評価
(2) 指導者，競技者等に対し，コンプライアンス教育を実施しているか，又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	C

（現在の取組状況，今後改善に取り組む事項等）

・令和６年度において、指導者、競技者等を対象とした研修会を実施する。

原則４ 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。

項目	評価
(1) 財務・経理の処理を適切に行い，公正な会計原則を遵守しているか。	A

（現在の取組状況，今後改善に取り組む事項等）

・特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第７号）第 27 条の会計の原則を遵守している。

・また、経理規程（令和２年７月１日施行）に基づき業務を適正に処理しているほか、税理士事務所の助言を得て適切に財務・経理処理を行っている。

項目	評価
(2) 国庫補助金等の利用に関し，適正な使用のために求められる法令，ガイドライン等を遵守しているか。	A

（現在の取組状況，今後改善に取り組む事項等）

・令和５年度は国庫補助金等を受けていないが、利用に当たっては、各補助金交付要綱等に則り適正に処理している。

項目	評価
(3) 会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備しているか。	A

（現在の取組状況，今後改善に取り組む事項等）

・経理規程（令和２年７月１日施行）に基づき会計責任者に専務理事、出納責任者に事務局長を置き、経理担当者が会計帳簿を処理する体制としている。

・また、４半期毎に税理士事務所により会計帳簿の確認を受けている。

原則5 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに，組織運営に係る情報を積極的に開示することにより，組織運営の透明性の確保を図るべきである。	
(1) 法令に基づく情報開示を適切に行っているか。	A
（現在の取組状況，今後改善に取り組む事項等） ・特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第28条の2の規定に則り貸借対照表を広告している。	
(2) 組織運営に係る情報の積極的な開示を行っているか。	A
（現在の取組状況，今後改善に取り組む事項等） ・当協会のホームページに定款、役員名簿等を掲載し、組織運営に係る情報を開示している。 ・今後は、ホームページの拡充にあわせて、情報をさらに開示する。	
原則6 高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合，ガバナンスコード<NF向け>の個別の規定についても，その遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。	
自らに適用することが必要と考えるガバナンスコード<NF 向け>の規定があるか（ある場合は下欄に記述）	
原則3　組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	A
（現在の取組状況，今後改善に取り組む事項等） ・令和３年４月１日付けで次の規程を新たに施行した。 ●正会員規程　●役員の費用弁償の関する規程　●加盟団体助成金交付規程 ●大会等開催助成金交付規程（令和４年４月１日一部改正） ・令和４年４月１日付けで次の規程を新たに施行した。 ●加盟団体強化・育成助成金交付規程　●役員等倫理規定　●倫理委員会規程 ●大会等開催助成金交付内規	